

報告第3号

公の施設を利用する権利に関する処分の審査請求を却下したことの報告について

公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求について次のとおり却下したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の4第4項の規定により報告する。

令和6年3月22日提出

備前市長 吉村 武司

1 審査請求人

備前市***** ** **

2 審査請求の年月日

令和6年2月13日

3 処分庁

備前市長

4 審査請求の趣旨

市営バスのマイナンバーカード提示者と非提示者の利用料金の差別は、地方自治法第10章の公の施設、第244条第3項で「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」に当たり、マイナンバーカード非保持者に差別的取扱いをしていることから、令和5年12月28日に2回にわたり支払った各200円の市営バスの利用料金合計400円の返還を求める。

5 却下の年月日

令和6年3月1日

6 却下の理由

まず、審査請求人は、本件審査請求において、既払いの料金合計400円の返還を求めている。

しかし、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求は、処分等の是正を求めることを目的としており、損害等の補填を図るものではない。したがって、審査請求手続において、既払いの料金の返還を求めることはできない。

次に、審査請求人が、本件審査請求において、2回にわたり料金各200円を徴収されたことを、それぞれ備前市長による「処分」と捉え、各処分の取消しを求めている可能性も否定で

きないことから、この点についても検討を行う。

「行政庁の処分」とは、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するのではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうちで、その行為により直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう(最判昭和39年10月29日(民集第18巻8号1809頁))。この点、公営の電車、バス等の交通事業は、民営のそれと同じく、旅客運送契約(商法(明治32年法律第48号)第589条)によるものである。備前市が審査請求人から2回にわたり料金各200円を徴収したことは、同契約に基づく私法上の行為であり、直接法効果をもってなす権力的行為ではないため、行政不服審査法第2条及び地方自治法第244条の4第1項が規定する「処分」には当たらない。

よって、いずれにせよ、本件審査請求は不適法である。

地方自治法(抄)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 (略)
- 4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。